

議事日程(第4号)

令和2年9月24日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第56号 うきは市鏡田屋敷の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第58号 うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第57号 うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第59号 うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第48号 令和2年度うきは市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第6 議案第51号 令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第60号 令和元年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第61号 令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第62号 令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第63号 令和元年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第64号 令和元年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第65号 令和元年度うきは市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第66号 令和元年度うきは市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第67号 令和元年度うきは市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第68号 令和元年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願
- 日程第17 請願第4号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める決議を要望する

請願

- 日程第18 追加議案上程 議案第69号から議案第70号 2件
発議第2号 1件
意見第4号から意見第5号 2件
- 日程第19 市長の提案理由説明
- 日程第20 議案第69号 令和2年度うきは市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第70号 工事請負契約の締結について（高見団地建設工事（建築工事））
- 日程第22 発議第2号 市長の専決事項の指定について
- 日程第23 意見第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について
- 日程第24 意見第5号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書（案）の提出について
- 日程第25 閉会中の調査の申出について
（総務産業常任委員会）
- ・レインボーファーム及びアグリコネクト協議会の取組に関する調査
 - ・6次産業化研究開発・事業化支援センターの取組に関する調査
 - ・所管事務調査
- （厚生文教常任委員会）
- ・屋形古墳群に関する調査
 - ・子育て支援施策に関する調査
 - ・所管事務調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第56号 うきは市鏡田屋敷の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第58号 うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第57号 うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第59号 うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第48号 令和2年度うきは市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第51号 令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第60号 令和元年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第61号 令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に

- について
- 日程第9 議案第62号 令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第63号 令和元年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第64号 令和元年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第65号 令和元年度うきは市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第66号 令和元年度うきは市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第67号 令和元年度うきは市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第68号 令和元年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願
- 日程第17 請願第4号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める決議を要望する請願
- 日程第18 追加議案上程 議案第69号から議案第70号 2件
発議第2号 1件
意見第4号から意見第5号 2件
- 日程第19 市長の提案理由説明
- 日程第20 議案第69号 令和2年度うきは市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第70号 工事請負契約の締結について（高見団地建設工事（建築工事））
- 日程第22 発議第2号 市長の専決事項の指定について
- 日程第23 意見第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について
- 日程第24 意見第5号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書（案）の提出について
- 日程第25 閉会中の調査の申出について
（総務産業常任委員会）
- ・レインボーファーム及びアグリコネクト協議会の取組に関する調査
 - ・6次産業化研究開発・事業化支援センターの取組に関する調査
 - ・所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

- ・屋形古墳群に関する調査
- ・子育て支援施策に関する調査
- ・所管事務調査

出席議員（13名）

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鎌水 英一君	7番 熊懷 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君
10番 江藤 芳光君	11番 伊藤 善康君
12番 櫛川 正男君	13番 佐藤 裕宣君
14番 中野 義信君	

欠席議員（1名）

1番 佐藤 茂和君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	田籠 正規君
総務課長兼浮羽市民課長			中野昭一郎君
監査委員事務局長	佐藤 重信君	会計管理者	松岡 美紀君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			石井 孝幸君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
徴収対策室長	田尻栄三郎君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			白石 孝博君

保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	村岡 薫君	都市計画準備課長	緒方 寧君
水資源対策室長	吉松 浩君		
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
学校教育課長	瀧内 教道君	生涯学習課長	井上 理恵君
自動車学校長	高木 慎君	総務法制係長	宮崎 哲工君
財政係長	江藤 良隆君		

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第56号

日程第2. 議案第58号

日程第3. 議案第57号

○議長（中野 義信君） 日程第1、議案第56号うきは市鏡田屋敷の設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第3、議案第57号うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長に報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました議案第56号うきは市鏡田屋敷の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第58号うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第57号うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会にその審査を付託していただきましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、その審査の経過と結果について報告をいたします。

審査については担当課長、係長の出席をいただき、詳しく説明を受け行いました。

まず、議案第56号うきは市鏡田屋敷の設置及び管理に関する条例の制定について、文化財はその維持管理または未指定の文化財にあつては、その滅失等が全国的に課題となっており、国は「文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会全体でその継承に取り組むことが必要であり、文

化財の計画的な保存、活用の促進を図る」として平成30年6月に文化財保護法の改正が成立し、平成31年4月1日から施行されたことにより、文化財が「保存」に加えて「活用」を取り入れることが必要で、鏡田屋敷において「保存・住環境の整備」から、「歴史の伝承、文化の向上及び地域の活性化に資する」とするため、既存の条例を廃止し、新たな条例として制定するものです。

委員からは、本会議でも指摘がありました消防法、建築基準法への適合について、今後のスケジュールは問題ないか確認がありました。建物としての基準は、久留米県土整備事務所と打合せを行っており、今年度の改修工事完了後は適合できると考えていると報告がありました。また、利用者の数値目標を立てるべきではないかと意見が出されましたが、協議して利用者の数値目標を設定するよう考えるとの回答がありました。

そして、第1条の設置目的が、「文化の向上及び地域の活性化に資するため」となっており、あまりに漠然とし過ぎている。これまで鏡田屋敷の改修、施設整備及び環境整備等に投じた予算の使用目的がどこにも表現されていない。条例第13条では「目的外利用の禁止」とあるが、設置目的が漠然とした内容では、目的外利用が分からないのではないかと意見が出されました。執行部より、規則の中で当初より鏡田屋敷の利用目的としたテレワーク事業や宿泊等について明記する旨の前向きな回答を受け、鏡田屋敷のさらなる有効活用を期待するとともに今後も注視していくことで一致し、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

次に、議案第58号うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。この条例については、福岡県の制度改正等に伴う改正となります。改正内容は大きく4点あります。

1点目は、入院のときの1か月当たりの自己負担限度額が、中学生は500円掛け20日限度の1万円から、500円掛けの7日限度となり3,500円へ、また低所得者についても、中学生は300円掛けの20日限度の6,000円から、300円掛け7日限度となり2,100円へと負担が軽減となります。

2点目は、児童手当法施行令適用年齢が小学生以下から中学生以下へ拡大したことにより、所得制限が緩和されることです。

3点目は、精神病床への入院に係る費用の助成対象が、小学生までだったのが、中学生以下まで拡大することです。

4点目は、法律名などの固有名詞を除く障害者の「害」の漢字が平仮名へ変更になります。本会議でも指摘がありました、条例における文章の表現が適していないのではないかと点については、執行部から参考文献を確認して、適切な表現であると考えているとの報告がありました。

以上、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

次に、議案第57号うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。この条例についても、福岡県の制度改正等に伴う改正となります。

うきは市では、現在の子ども医療費に関する支給基準で、中学生は入院についてのみ、一旦医療費の自己負担分である3割分を支払った後、償還払いによる助成を行っています。今回は県の制度改正により、来年4月1日から中学生においても小学生までと同様、子ども医療証を交付することで通院、入院とも医療機関窓口で3割分を支払うことなく現物給付による助成が行われます。自己負担限度額は通院で月1,600円、入院で1日当たり500円の月7日限度、つまり月3,500円までの自己負担限度額となると説明がありました。

委員からは、今回の改正による子ども医療費の増額見込みについての質疑がありました。執行部からは、試算して1,200万円程度の増額となる見込みであるとの回答がありました。

以上、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点、お伺いします。議案のほうは第56号鏡田屋敷の分でございます。

委員長報告の下から11行ぐらいですかね、利用者の数値目標を決めるということで報告がありました。執行部のほうは、それ、利用者の数値目標を設定するよう考えると回答があったと。今回、これにありましては、指定管理というのが債務負担行為で上がっております。流れ的には、来年度から指定管理が運営していくんだらうと私は思っているんですが、その中で、市が利用者を設定して指定管理の人に妨げになるようなことはないのか。ちょっとそのところだけ確認したいと思います。指定管理が決まったなら、そちらが目標を立てて、うまく運営していくんじゃないかと思うんですが、そのところを伺いたいと。

○議長（中野 義信君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） 市としては、これまで運営に向けた検討段階で得られたテレワークやワークショップに関する知見、実施内容を指定管理者と情報共有し、鏡田屋敷を拠点として、地域活性化についての連携を図っていくということでございます。だから、市としてお互いに情報共有していくということでございますので、私はそう思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第4. 議案第59号

○議長（中野 義信君） 日程第4、議案第59号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、総務産業常

任委員長の報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） ただいま議題となりました議案第59号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報告します。

今回の改正は、小塩ホテルの里広場の利用料金の増額を行うものです。小塩地区自治協議会が指定管理を受けているものですが、昨今のキャンプ場利用増加に伴い、適正な運営管理ができないとの意見があり、今回の増額に至りました。近隣の利用料及び1時間当たりの利用料から算定しており、一般は210円を1,650円に、小学生から高校生は100円から825円に増額となります。今回8倍の値上げになりますが、利用料金の上限を設定するもので、実際の料金設定は小塩地区自治協議会に裁量を持たせるとの説明でありました。

夏と冬では需要が異なるため、季節で料金設定を変える意見はなかったのかとの質疑がありましたが、冬でも利用はあるとのことで、料金を変える意見までには至らなかったとの答弁でした。小塩地区自治協議会と市が十分協議し、自治協議会の意見を重視していくこと、またリピーターには説明をすることなどの意見が出されました。

審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第5. 議案第48号

日程第6. 議案第51号

○議長（中野 義信君） 日程第5、議案第48号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第6号）及び日程第6、議案第51号令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案第48号の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過と結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） ただいま議題となりました議案第48号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第6号）の所管に関する事項については、総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、田籠市長公室長をはじめ、所管課長及び係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び係数を精査し、歳出に当たっては具体的な執行計画及び費用対効果について、詳細にわたり審査を行いました。主な部分のみ報告をいたします。

2款1項総務管理費、17目新型コロナウイルス感染症対策費、第4弾の独自支援策に係る補正予算であります。新型コロナウイルス感染症対策支援金として、1億273万円の予算計上です。内容は、市内の事業者へ感染防止対策に必要なマスク、消毒液等の購入や設備導入に係る費用の一部を支援するもので、上限10万円で1,000事業所を予定しています。

委員会で議論となりました主な点について報告します。

1点目、1億円余りの多額の予算の効果的な使い方について。事業規模に応じた支援のほうがいよいのではないかと、上限10万円は望ましいのか、対象業種を絞ってはどうか等、様々な疑問が出されました。執行部からは、規模に応じて変えるのは難しく、今回はセーフティーネットをベースに考えている。また、市全体が感染防止対策をしてもらっていることに対する支援であり、市全体で感染防止対策に取り組むことで効果を上げていきたいとの答弁でした。

2点目、支援の対象について。対象経費一覧表の提出を受け確認を行いました。委員会で疑義が生じたのは、換気設備としてのエアコン購入費についてであります。一般的に設置したものは対象にはならず、あくまで感染拡大防止対策のために設置したものが要件であるとの説明でした。

3点目、周知方法について。広報紙やホームページで行うとともに、市内全事業者には電話で業種別ガイドラインの徹底について確認を行う際、周知徹底するとのことでした。農業や林業にも細かく周知するようにとの意見が出ておりました。

1億円という多額の予算であります。委員会において十分に議論したところです。第1弾からの支援策も含め、効果的に予算執行をするよう強く求めるものでございます。

同じく新型コロナウイルス感染症対策として、新商品開発用機器の導入については、搾油機や粉碎機等の導入により、農家の所得向上につながるよう期待するものであります。また、有害鳥獣捕獲対策支援事業費補助金については、予算計上について異論はありませんでしたが、駆除班

の高齢化による事故が心配されます。人材育成や発展的な仕組みづくりをお願いしたいとの意見がありました。

次に、6款1項農業費、新型コロナウイルス感染症対策、うきは市独自の支援策です。入国制限による外国人労働力不足を緊急的に補うものとして、高性能省力機器の導入支援補助金を計上しています。高所作業車や野菜選別機、播種機等を購入予定との説明を受けました。また、県の補助金を活用しながら農家支援を行うものとして、畜産農家の動噴購入や米農家の精米ライン整備のための補助金が594万円計上されています。

2項林業費では、荒廃森林整備事業の増額補正を計上しています。県の森林環境譲与税を活用した事業で当初予算でも計上されており、総額4,511万円の事業実施予定です。危険木撤去等支援対策事業委託料は新規事業で、中山間地を中心に、住宅の裏にある危険な状態で放置されている樹木を市の森林環境譲与税を活用して除去するもので、今年度はモデル事業として4か所予定しています。今後について確認すると、来年度からは20%の補助事業として、個人負担20万円上限で実施していきたいとのことでありました。

8款住宅費は、危険家屋等除去事業費補助金の増額補正です。当初予算でも15軒分計上しており、今回5軒分の増額となります。補助金交付要綱に基づき職員が調査を行い、老朽危険家屋と認定されたものに対し補助金を交付するものです。人口減少に伴い、空き家が増加することは明らかです。先を見通して対策を講じていくことが必要だと思われまます。

11款では、7月豪雨災害復旧工事費等4億2,750万円を計上しています。今後、国の激甚指定に係る増嵩申請によって補助率が上がる見込みとの説明でありました。早期の復旧を切望するところです。

最後に、債務負担行為の補正についてです。今回、鏡田屋敷指定管理料が設定されます。本会議でも質疑がありましたように、設置及び管理に関する条例が今定例会で提案され、指定管理者の指定は12月定例会で提案予定であります。12月定例会で同時に計上されるべきではないかとの議論が委員会でもありました。執行部からは、公募手続に入るため債務負担行為の設定が必要であるとのことで、指定管理者制度上の問題はないとの説明でした。今後、詳細については全員協議会で報告していくとの確認を行いました。

以上、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 2款1項総務管理費の件につきまして、2点お尋ねいたします。

そこで、主な報告として1点目、2点目とありますが、2点目の後半、換気設備としてのエア

コン購入費についてであります。一般的に設置したものは対象にならずとありますが、この一般的に設置したものと換気設備としてのエアコンの違いについて、どのような確認を執行部がされると質問され、討議されたのかお尋ねいたします。

2点目は、3点目で、この新型コロナウイルス感染症対策として市内業者への感染防止を行うことについては賛成しますが、周知方法について、広報紙やホームページで行うとともに、市内全事業者には電話で業種別ガイドラインの徹底について確認を行うということですが、これは申請されて業者が多分窓口に来られると思いますが、その窓口での確認ではなくて、電話で確認されるというのはどういう意味でしょうか。福岡市の例でありましたように、インターネットでのマークを取ったけれども、結果的には新型コロナウイルスのクラスターが発生したと。やはり電話ではなくて、市内業者が来られるわけですから、その時点で業種別ガイドラインの徹底の確認を行うべきではないと思いますが、その辺の論議はどのようになされたのか、以上2点、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） まずはエアコンですが、既に事務所とか事業所、つけとるですね。それは対象にならないと。それ以上に換気をよくするために新たに設置する分だけが対象になるということです。

それと周知の方法ですが、それはもう、ここに書いとるとおりですね。事業所に……。 （発言する者あり）

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） それでは、竹永議員の質問について、2点目のエアコン等の件でございますが、これはウイルス等の感染処理ができるような機能を持ったものでないといけませんよというような内容でございます。

それから3点目の、業種別ガイドラインを電話で周知、これ、今回の事業に限らず、今までのいろいろな持続化給付金やらですね、そういったものにあっても、まだ電話してですら知らなかった事業者がかなりおるという内容で、まずは広報誌、ホームページで広報して、さらに事業者には電話で連絡して、その中でガイドライン等も説明して、こういったものを徹底してくださいというのを周知していくという意味でございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、議案第48号の一部及び議案第51号を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました議案第48号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第6号）の厚生文教常任委員会の所管に関する部分及び議案第51号令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）については当委員会に付託されてきましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、委員会による審査の経過と結果について報告いたします。

審査はそれぞれの担当課長、係長に出席いただき、詳しく説明を受け行いました。その主な部分についてのみ報告いたします。

まず、議案第48号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第6号）についてです。

2款1項17目、報償費270万円については、希望する市内の介護保険事業所及び障がい者施設等に対し、感染管理認定看護師による実施確認、指導を行うものです。

委員からは、希望する施設だけでなく、積極的に漏れなく実施すべきではないかとの意見があり、執行部からは、強制はできないが、賛同が得られなかった施設について粘り強く説明して、全ての施設に実施したいとの回答がありました。

次に、3款1項9目、負担金、補助及び交付金160万円については、公益財団法人地域社会振興財団が、都道府県や市区町村が高齢社会対策大綱の実現に資するために行う「長寿社会づくりソフト事業」の対象事業の1つである「健やかコミュニティモデル地区育成事業」の採択を受け、妹川自治協議会が進める「里山環境保全ふれあい交流事業計画」に交付金を交付するものです。

委員からは、今年度残り半年しかないが、事業実施できるのか。妹川地区自治協議会の実施の意向があるのか質疑がありました。執行部からは、事業をどこまでできるかは未定であるが、実施する意向であると回答がありました。また、事業年度が令和2年4月1日より令和3年3月31日までとなっており、コロナ禍の状況で今年度残り半年しか期間がなく、当該事業を今の段階で計画どおり実施できるのか疑問であるため、市の執行部として、補正予算を組むのであれば、妹川地区自治協議会と事業実施について協議し、支援を行って事業の成功を図るべきとの意見が出されました。

次に、3款2項6目、報償費30万円については、新型コロナウイルス感染症対策として、感染管理認定看護師による感染症防止対策等に対する派遣指導を市内保育所に対して実施するものです。

委員からは、対象となる保育所の確認がありました。執行部からは公立保育所、私立保育所、認定こども園合わせて8か所が対象であると回答がありました。また、指導の実施方法についてはどのように考えているのか質疑がありました。執行部からは、計画として各保育所の代表者等で研修を行った上で、各保育所に実地で指導を行うように考えているとの回答がありました。

次に、10款2項1目及び10款3項1目の報酬及び職員手当等の289万8,000円については、新型コロナウイルス対策での学校休校による学習の遅れを取り戻すため、夏休み期間に学校を開いたことから、各学校に勤務する日額支払いの職員に対する報酬の予算不足分を補うものです。

委員からは、臨時休校していた4月、5月の該当職員の状況についての質疑がありました。執行部からは、雇用確保の観点から、該当職員が出勤を希望しない場合を除き、消毒や学童への支援などの休校中に行う必要がある業務に従事してもらったとの回答がありました。

次に、10款3項1目、工事請負費506万円については、浮羽中学校の落下した天井板と、その原因となった雨漏りをしている部分の修繕を行うためのものです。

執行部からは現在、雨漏り部分については仮の応急復旧を行い、他の天井について点検を行い、落下の危険があるものについては取り外しを行っているとの報告がありました。子供たちの教育環境の向上のために必要なものであるとの認識で一致しました。

次に、10款4項において3目の工事請負費818万4,000円については、白壁ホールのトイレを和式から洋式、手洗い場の蛇口をセンサー型に、床をタイルから乾式等に改修することにより、感染症拡大の防止を図るものです。

委員からは、トイレについては接触のことを考えると蓋の自動開閉機能つきにすべきではないかと意見が出されました。執行部からは、今のところはそこまで考えておらず、使用後に自動センサー式の手洗いで十分に手を洗って対応してもらいたいとの回答がありました。

以上、各項目について慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので報告いたします。

次に、議案第51号令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入、5款3項雑入75万円の減額については、今年9月に庁舎間バスが終了することにより、半年分の委託金が減額となるものです。

委員からは、庁舎間バス委託料における収入が今年度は半減、来年度以降なくなることについて、その補填をどう考えているか質疑がありました。執行部からは、バスの運転を自動車学校職員で行っており、その職員が高齢者講習を行うことにより、庁舎間バス委託料以上の収入が補填できるとの回答がありました。

歳出、1款1項学校管理費1,659万9,000円については、自動車学校のトイレを和式から洋式、床をタイルから乾式等に改修することにより、感染症拡大の防止を図り安心な教育環境を確保するものです。

委員からは、トイレについては、感染症防止のことを考えると蓋の自動開閉機能つきにすべきではないかとの意見が出されました。執行部からは、可能な限り新しいもの、蓋の自動開閉機能つきがよいが、他の部分の改修もあり、予算を含めて考える必要があるとの回答がありました。

また、自動車学校の感染症防止対策について確認をしましたが、教室の収容人数を半分にし、座席の指定、教室の換気や非接触型体温計で職員も含めた検温、教習ごとに消毒等を実施していると報告がありました。

以上、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（中野 義信君） 議案第48号と議案第51号の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を述べて質疑を行ってください。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第48号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり

り可決することに決しました。

日程第7. 議案第60号

日程第8. 議案第61号

日程第9. 議案第62号

日程第10. 議案第63号

日程第11. 議案第64号

日程第12. 議案第65号

日程第13. 議案第66号

日程第14. 議案第67号

日程第15. 議案第68号

○議長（中野 義信君） 日程第7、議案第60号令和元年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、議案第68号令和元年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出の決算の認定についてまでは決算特別委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について、一括して決算特別委員長の報告を求めます。13番、佐藤決算特別委員長。

○決算特別委員長（佐藤 裕宣君） ただいま議題となりました議案第60号令和元年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第68号令和元年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についての9件の審査の経過を報告します。

決算特別委員会では、9月11日から17日までの5日間にわたり審査を行いました。その結果、議案第60号令和元年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第68号令和元年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についての9件は、全会一致により原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

質疑は皆さんによる決算特別委員会で審査しましたので省略します。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第16. 請願第3号

日程第17. 請願第4号

○議長（中野 義信君） 日程第16、請願第3号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願及び日程第17、請願第4号全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める決議を要望する請願について、総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。11番、総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員会（伊藤 善康君） ただいま議題となりました請願第3号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願について、審査の経過と結果を報告します。

地方自治体では、医療・介護・子育て支援等の行政ニーズは拡充している中で、新型コロナウイルス感染症対策や防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題に直面しています。一方、サービスを担う人材不足は深刻化しており、職場は疲弊している実態にあります。

2020年度の地方財政計画では、一般財源総額は過去最高水準となりましたが、社会保障費関連予算を初めとする地方の財政需要に対応するため、地方財政のさらなる充実・強化について、国に対し意見書の提出を求める内容であります。毎年、職員労働組合から提出されている請願ですが、職員としても財政に憂慮しているということで提出されております。県内の57自治体に提出する方向であるとのことでした。

審査の結果、請願の趣旨は願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める決議を要望する請願について、審査の経過と結果を報告します。

請願の審査につきましては、紹介議員である組坂議員から説明を受けました。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、日本の中小企業は経済活動が停滞する中、売上げが先の見通せないものとなっています。このような中、国のほうも緊急融資をいろいろ打ち出しておりますが、このコロナ禍は長期化するものと言われており、中小企業は売上げの見通しが立ちづらい中、借入れが増えると返済が重くのしかかってきます。地域経済の基盤である中小企業を存続させ、多くの雇用を維持し、中小企業と共存共栄を図る地域金融機関を支援し育てるため、通常の融資でない中小企業の支援策として「永久劣後ローン」融資制度の創設について、国に対し意見書の提出を求める内容でありました。

意見書の提出にあっては、周りの市議会の動向等も確認し、検討すべきとの意見が出されましたが、廃業や倒産に追い込まれようとしている中小企業等への支援は急務であり、請願の趣旨は

願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、請願番号を述べて質疑をお願いします。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 1点だけお尋ねいたします。

請願第4号全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める決議を要望する請願についての報告がありました。これについては、全議員に資料を提供いただきましたが、インターネットによりますと、この「永久劣後ローン」については、全国あるいは各都道府県あるいは自治体において、署名活動をなされているというふうに書いてありました。したがって、全国あるいは県全体あるいはうきは市の状況等で署名の状況が分かれば、分かる範囲で教えていただきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 私のほうが紹介議員ですので説明させていただきます。

今、御質問の全国というのが、ちょっと今、統計確認しましたが、集計されておられません。福岡県のみ分かっておりますので、署名活動については9月9日10時時点で、福岡県全体の署名合计数が1万7,649という報告は受けております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより請願第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採決することに決しました。

次に、請願第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採択します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

日程第18. 追加議案の上程

○議長（中野 義信君） 日程第18、追加議案の上程を行います。議案第69号から議案第70号まで2件、発議第2号1件、意見第4号から意見第5号まで2件を上程します。

日程第19. 市長の提案理由説明

○議長（中野 義信君） 日程第19、市長の提案理由を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、追加提案いたします議案は、予算案件1件とその他の案件1件の計2件でございます。

議案第69号は、令和2年度うきは市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,393万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199億146万4,000円とするものでございます。

歳入は、国庫負担金1億2,673万円、市債8,720万円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、災害復旧費では公共土木施設災害復旧費2億1,400万円の増額補正を計上いたしております。

議案第70号は、工事請負契約の締結についてであります。

高見団地建設工事（建築工事）に係る工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、追加提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

日程第20. 議案第69号

○議長（中野 義信君） 日程第20、議案第69号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 皆さん、おはようございます。企画財政課の山崎でございます。補正予算書の1ページをお開きください。

議案第69号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第7号）。

令和2年度うきは市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,393万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199億146万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和2年9月24日提出。うきは市長高木典雄。

次に、5ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」、起債の目的、公共土木施設災害復旧事業でございます。

補正前の限度額2億2,440万円を8,720万円増額して、補正後の限度額を3億1,160万円に変更するものでございます。これは先日の令和2年7月の豪雨災害の災害復旧事業分として、市債の借入れを行うものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 財政課長に確認ですね。地方債の補正が8,720万円の増額補正になります。この起債の目的の公共土木施設災害復旧事業、この内容の概要をちょっと教えていただけませんか。その後、この負債によって、市債によっての市の負担分というのがどれだけ発生するのか、概念を皆さんにお願いします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） この分はもう、名前のとおり公共土木施設災害の災害復旧の起債になります。これ、交付税措置の関係になりますけども、起債の充当率としては100%、それから交付税の措置につきましては、元利償還金の95%というふうになっております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、歳出に関する説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 住環境建設課、村岡です。どうぞよろしくお願いいたします。
予算書の13ページ目をお開きください。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費です。補正額として2億1,400万円で、国からの補助金が1億2,673万円、災害復旧事業債が8,720万円、一般財源が7万円となります。内訳としまして、令和2年7月豪雨において被災した公共施設のうち、8月のお盆以降に被災が発見されました道路2路線及び橋梁1橋につきまして、補正予算の第6号に間に合わなかったため、今回、補正予算の第7号として計上するものです。

13節委託料が道路2路線、橋梁1橋の設計で2,400万円、15節工事請負費が同じく道路2路線橋梁1橋で1億9,000万円です。

あと参考に、お手元にA3のペーパーのほうで、今回の災害の箇所道路2路線、橋梁1橋のほうの位置図をお示ししております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 2点、お尋ねいたします。

1点目は、地図を見せていただいて、特に妙見橋の前後に住宅等の記載がありますが、これは、この3つとも迂回路というのはあるのかどうか。要するに、生活に影響を及ぼさないわけないでしょうけど、重大な影響を及ぼすのかどうかお尋ねします。

それから2点目は、毎晩遅くまで仕事してあることについては感謝しているんですが、これ、入札して、工事の完了予定はいつぐらいまでを予定してあるのか教えていただきたいと思います。

以上、2点です。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 1点目の妙見橋のほうで、生活のほうに及ぼしている影響がないのかというところでございますが、県道のほうから妙見橋を渡ったところに家が1軒ございます。こちらにつきましては、ふだんは別の箇所に住まわれていて、農業のためにこちらにたまに帰ってこられるという形になっておりまして、生活されているところではございませんで、ただ、妙見橋渡ったところで、田んぼ等の営農をされている方がたくさんいらっしゃいまして、そちらに関しましては別で迂回路を設定しまして、そういった稲作等の補助を行っているような形になっております。

2点目の工事の完了時期でございますが、なかなかいつまでにというところが正直厳しいところではありますが、一応今回、今年度11月までに災害の査定を受けまして、その後、工事を発注、今年度末ぐらいに工事を発注するような形で、特に橋に、道路とか河川に関しましては、恐らく来年度中には終わろうかと思いますが、橋に関しましては、恐らく2年ぐらいは最低でもかかるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

最後に、14款予備費及び歳入について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 補正予算書の14ページをお願いいたします。

14款1項1目予備費、補正額7万円の減額です。歳入歳出補正後の調整によるものでございます。

続いて、11ページをお開きください。

15款1項3目災害復旧費国庫負担金、補正額1億2,673万円。先ほどの歳出予算、11款2項1目の公共土木施設災害復旧費、災害復旧工事費に対する国庫負担金となります。

続いて、12ページをお願いいたします。

22款1項7目災害復旧債、補正額8,720万円でございます。11款2項1目に係る市債になります。なお、国県補助金につきましては、査定後に財源の組替え等を行う予定にしております。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで14款予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで議案第69号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第69号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は可決することに決しました。

日程第21. 議案第70号

○議長（中野 義信君） 日程第21、議案第70号工事請負契約の締結について（高見団地建設工事（建築工事））を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 追加議案のペーパーのほうの1ページ目をお開きください。

議案第70号工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。令和2年9月24日提出。うきは市長高木典雄。

1、契約の目的としましては、高見団地建設工事（建築工事）。

2、工事の概要は建築一式工事一式。

3、契約金額5億6,650万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が5,150万円。

4、契約の相手方、住所、福岡県うきは市吉井町845番地1。氏名、山崎・筑水・鏈水特定建設工事共同企業体。代表者、山崎建設株式会社、代表取締役、山崎繁美。

5、契約の方法、条件付一般競争入札。

次に、別ペーパーでお配りしております、左肩のほうに議案第70号資料と記載されたA4縦のペーパーを御覧ください。こちらが高見団地建設工事（建築工事）の入札結果のほうを示しております。入札は令和2年9月3日に執行されまして、山崎・筑水・鏈水特定建設工事共同企業体が税抜き5億1,500万円で落札されたものです。予定価格に対する比率は97.89%です。

以上で説明を終わります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 入札の結果については、異論はございません。ちょっと概要をちょっと確認させてください。図面頂いてますね。

それで今、この地に西側のほうが解体されてるんですね。どげんやったですかね。そうすると、

ここの建物の位置がぱっと分からなかったから聞きよるんですけどね。5階建ての予定は聞いておりますが、建つ建ち位置が、これは、どげんなるとかな。このメインのこの図面の中心が、5階建ての棟になるんでしょう。ですね。下が北側になるとですかね、これ。（発言する者あり）南、あれ、ちょっと待って。聞きたいのは、この今の公園は、今の公園の場所になるんですかね。

それと、集会所も解体ですかね。詳しいことはちょっと分からんから、今、聞いておるんですけどね。この図面の概要だけ、簡単に説明いただけませんか。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 現在、高見団地につきましては、西側のほうが既に解体して更地になっているかと思えます。そちらの更地のほうに、今回、建物5階建ての部分を設置するような形になりまして、その部分と北側に駐車場を造るような形になります。現在、その東側のほう、まだ既に高見団地のほうが残っていますが、そちらのほうを解体した後に、横に公園とプラスチックでまた駐車場を設置するという形になりまして、そのまた東側が余剰地という形で残るような形になります。集会室につきましては、今回、この5階建ての建物の中に新たに集会室を造るような形で予定しております。

概略は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 分かりました。現場見に行きや、すぐ分かるんでしょうけど。

ちょっと要望です。これは市長に対して——村岡課長にはちょっと決算の中でも申し上げましたかね、ここに居住予定の人数のことも資料で分かっておりますが、地元の方が、入居者が困っているのが、JRの大石駅が真ん前にあるんですよ。これは買物の高齢者の方々もたくさんいらっしゃいます。駅は目の前の、距離が間近なんです。ところが、歩いていくとぐるっと回っていかんやんからですね、その辺をJRがうんと言うかどうか分かりませんが、ある程度、その辺の利便性を今後考えていただきたいと思っておりますので、ちょっとJRのほうは簡単にうんと言わんだろうと思うんですが、その辺を感触として御答弁いただければ住民の方にもお伝えしたいと思うんですが。

○議長（中野 義信君） 要望ですが。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘については、実は初めてお聞きするもので、担当とも話を聞きながら、しっかり私自身確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第70号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は可決することに決しました。

日程第22. 発議第2号

○議長（中野 義信君） 日程第22、発議第2号市長の専決事項の指定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 発議第2号市長の専決事項の指定について。

下記の事項に関しては、市長において専決処分することができるものとして指定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和2年9月24日提出。うきは市議会議長中野義信様。提出者、うきは市議会議員熊懐和明。賛成者、うきは市議会議員櫛川正男、同伊藤善康、同佐藤湛陽、同竹永茂美、同組坂公明。

記、議案第70号の工事請負契約金額について、設計変更に伴い、必要がある場合の契約金額の5%以内の増減額の変更。

以上です。

○議長（中野 義信君） 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。7番、熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） ただいま議題となりました議員提出発議第2号市長の専決事項の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は可決されました議案第70号の工事請負契約の締結に関するものです。これは、高見団地建設工事（建築工事）に関わるもので、今後、契約内容を変更せざるを得ない事態に備え、地方自治法第180条第1項の規定により、市長から専決処分の指定依頼が提出されたものです。

理由としては、工事を施工中に工事内容の変更、それに伴う契約金額の変更を行う必要が生じ

た場合、工事内容が進行中であること、早急に議会が開けないなどのために、あらかじめ専決処分の指定を要望されたものであります。

提案者として、以上、申し上げましたように、契約内容の変更について急を要する場合もあり、契約金額の5%以内の増減額の変更を市長の専決処分に指定したいと思っておりますので、議員皆様の御賛同をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

熊懐議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第2号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号市長の専決事項の指定については可決することに決しました。

ここで休憩をさせていただきます。10時45分より再開いたします。

午前10時32分休憩

.....
午前10時44分再開

○議長（中野 義信君） 再開します。

日程第23、意見第4号

○議長（中野 義信君） 日程第23、意見第4号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 意見第4号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和2年9月24日。うきは市議会議長中野義信様。提出者、うきは市議会議員伊藤善康。賛成者、うきは市議会議員組坂公明、同江藤芳光、同熊懐和明、同鐘水英一。

以上です。

○議長（中野 義信君） 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） ただいま議題となりました意見第4号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

皆様御承知のとおり、昨年9月議会において同様の趣旨の意見書を承認いただき、政府に対し意見書を提出したところでございます。1年経過した今でも地方自治体では医療・介護・子育て支援等の行政ニーズは拡充している中で、新型コロナウイルス感染症対策や防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題に直面しています。一方、サービスを担う人材不足は深刻化しており、職場は疲弊している実態であります。社会保障費関連予算を初めとする地方の財政需要に対応するため、地方財政のさらなる充実・強化が求められます。

2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たって、歳入、歳出を的確に見積り、人的サービスとして社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すよう、地方自治法第99条の規定により、政府に対して意見書を提出するものでございます。

以上、議員の皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 内容が、先ほどありましたけど、これ、質問できるのは委員長だけにですか。それとも、内容が、市長もおられますけども、市長とかにも質問できるのでしょうか。それをお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） それは一応委員長が答えるということですけども、委員長がいかんときにはほかの委員がですね、答えてもらっていいですが。（発言する者あり）はい、執行部ですから。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

伊藤議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第4号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、意見第4号については可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付します。

日程第24、意見第5号

○議長（中野 義信君） 日程第24、意見第5号全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 意見第5号全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和2年9月24日。うきは市議会議長中野義信様。提出者、うきは市議会議員組坂公明。賛成者、うきは市議会議員伊藤善康、同江藤芳光、同熊懐和明、同鐘水英一。

以上です。

○議長（中野 義信君） 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） それでは、ただいま議題になりました意見第5号について御提案申し上げます。全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書（案）について、提出者であります私のほうから提案趣旨と内容を読み上げて提案させていただきます。

提案趣旨につきましては、新型コロナウイルス感染症による経済悪化、いつ回復するか分からない経済状況の中で、地域経済の基盤である中小企業への資本、増強策としての融資制度の創設を国及び政府に求め、うきは市議会としての意思を表明するもので、御賛同賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、意見書の内容については読み上げて提案させていただきます。

全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、日本経済の基盤である大小を問わない多くの企業が、売上高減少による休業の危機、資金繰りの危機に直面し、廃業や倒産に追い込まれようとしている。このような中、国においては、緊急経済対策として日本政策金融公庫等による緊急事業資金融資が行われているところである。ただ、コロナ禍は長期化するとされており、いつ回復するか分からない経済状況が続くと、多くの中小企業は売上げの見通しが立てづらい中、負債だけが膨れ上がり、その返済が重くのしかかり、現在の状態よりさらに悪化することになる。

戦後最大の経済不況に見舞われかねないと言われる現在の状況から、地域経済の基盤である中小企業を存続させ、多くの雇用を維持し、中小企業と共存共栄を図る地域金融機関を支援する対策を取ることが不可欠、急務だと考えます。うきは市議会は、国及び政府に次の事項について実現を図られるよう、強く要望いたします。

1、資本増強策としての「永久劣後ローン」を活用した融資制度の創設。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。令和2年9月24日。福岡県うきは市議会。

皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

組坂議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第5号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、意見第5号については可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付します。

日程第25. 閉会中の調査の申出について

○議長（中野 義信君） 日程第25、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査をすることに決しました。

○議長（中野 義信君） 以上で全ての議案の審議が終了しました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定しました。

ここで市長から挨拶の申出がありますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 中野議長の許可をいただきましたので、第4回うきは市議会定例会の閉会に当たりまして一言お礼と御挨拶を申し上げます。

9月4日から開会いたしました本定例会におきまして、議員各位には、本会議並びに各委員会を通じて連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。おかげをもちまして、いずれの議案も原案どおり、それぞれ可決を賜り、さらに決算についても御認定をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、審議の過程で追加提案するなど、議員の皆様には大変御面倒をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。御審議いただきました過程での御意見、御提言につきましては十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり、心して務めたいと存じております。

本9月定例会の会期中であった9月6日の夜から7日の朝にかけて、台風10号が接近をいたしました。この台風10号は近年まれに見る勢力で、特別警報級のものと予測され、会期日程を変更するなど、議員の皆様にも御協力をいただきましたが、勢力や雨量は予想を下回り、危惧された大規模被害は免れたところであります。しかしながら、うきは市においても農作物を中心に被害が発生しております。また、避難所にも600名を超える市民の皆さんが避難され、受入れ

困難な避難所が発生するなど、新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた避難所運営において、新たな課題等も見えてきたところであります。それらを整理し、さらなる防災体制の構築に努めてまいりたいと存じます。

さて、朝夕も涼しくなり、これから実りの秋となり、観光シーズンを迎えるという時期ではありますが、今年は新型コロナウイルスの影響により、うきは市におきましても市民運動会やうきは祭りなど、多くの行事を中止といたしました。コロナ禍にあっても知恵を絞りながら、地域活性化に取り組んでまいりたいと考えております。また、1日でも早く事態が収束し、市民の皆さんが笑顔でイベントに参加できるような日が来ることを願っているところであります。議員各位におかれましては、何かと気ぜわしい毎日ではありますが、健康に十分留意されまして、うきは市発展のため、今後ともなお一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。そして、ありがとうございました。

○議長（中野 義信君） 報告します。12月定例会の開会日は12月4日金曜日、開会を予定していますので、報告しておきます。

これをもちまして、令和2年第4回うきは市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 中 野 義 信

署名議員 佐 藤 裕 宣

署名議員 野 鶴 修